

会計年度任用職員 休暇一覧（令和8年4月1日現在）

○有給の特別休暇

事由	期間
(1) 官公署出頭	必要と認められる期間
(2) 公民権行使	
(3) 災害等による現住居の滅失等	7日の範囲内で必要と認められる期間
(4) 災害等による出勤困難	必要と認められる期間
(5) 災害等による退勤途上の危険回避	
(6) 忌引	親族に応じ別表に掲げる連続した日数の範囲内
(7) 夏期休暇	6月～9月に3日以内 ※週15時間30分以上勤務する者に限る
(8) 妊産婦の休息、補食	必要と認められる時間
(9) 結婚	連続する5日の範囲内の期間
(10) 感染症による隔離等	必要と認められる期間
(11) 出生サポート休暇（不妊治療等）	5日の範囲内の期間 ※週3日以上勤務する者に限る
(12) 産前休暇	出産予定日前8週から出産の日まで
(13) 産後休暇	出産の日の翌日から8週
(14) 配偶者の出産	2日の範囲内の期間 ※週3日以上勤務する者に限る
(15) 育児参加休暇	妻の産前から産後1年までの間に5日の範囲内の期間 ※週3日以上勤務する者に限る
(16) 病気休暇（公務外）	勤務日数により1～10日の範囲内の期間 ※年48日以上勤務する者に限る
(17) 1歳未満の子の保育時間	1日2回それぞれ30分以内の期間
(18) 中学校就学前までの子の看護等 ※学校行事への参加含む（入学式等）	5日（子が2人以上の場合は10日） ※週3日以上勤務する者に限る
(19) 短期介護	5日（要介護者が2人以上の場合は10日） ※週3日以上勤務する者に限る
(20) 骨髄ドナー	必要と認められる期間

○無給の特別休暇

事由	期間
(1) 生理による就業困難	必要と認められる期間
(2) 母子保健法に基づく保健指導等	
(3) 病気休暇（公務又は通勤）	
(4) 妊産婦の保健指導等	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回、その都度必要と認められる時間
(5) 妊娠中の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりに1時間以内

○地方公務員の育児休業等に関する法律関係

- (1) 育児休業（無給） 原則1歳まで（場合により1歳6か月または2歳まで）
- (2) 部分休業（無給） 小学校就学の始期に達するまで。1号、2号部分休業を選択可能
- ・ 1号部分休業 1日2時間以内（勤務時間が5時間45分以上）
 - ・ 2号部分休業 勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

別表 忌引の日数

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日（代襲相続かつ祭具等の承継を受ける場合は7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（代襲相続かつ祭具等の承継を受ける場合は7日）
おい又はめい	1日
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（生計を一にしていた場合は7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（生計を一にしていた場合は5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（生計を一にしていた場合は3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日